

幼保連携型認定こども園 生瀬ぽぽこども園重要事項説明書

令和8年4月1日



1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 ほっとスマイル
代表者名	理事長 東野 弘美
事業者の所在地	兵庫県西宮市東山台1丁目106番2
定款の目的に定めた事業	○第2種社会福祉事業（幼保連携型認定こども園の経営・一時預かり事業・障害児通所支援事業・障害児相談支援事業・利用者支援事業・乳児全戸訪問事業） ○公益事業（企業主導型保育園の経営）

2. 園の概要

名称	幼保連携型認定こども園 生瀬ぽぽこども園
所在地	西宮市生瀬町2丁目3-16
電話番号	0797-91-2360
保育所の事業認可年月日	令和3年4月1日
施設長名	園長 婦木 雅子
沿革	2020年10月 旧西宮市立生瀬幼稚園舎を幼保連携型認定こども園生瀬ぽぽこども園として改修工事 2021年4月1日 幼保連携型認定こども園生瀬ぽぽこども園開園

3. 施設の概要

敷地面積	2014.81 m ² (市有地)
建物	鉄筋コンクリート造3階建て 延べ床面積 812.85 m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室、調乳室、調理室、保育室4室、ランチルーム兼遊戯室、乳幼児用トイレ5箇所、多目的トイレ1箇所、一時保育室、相談支援室、事務室、玄関ホール
設備の種類	全室冷暖房・床暖房（乳児室、2歳保育室、ランチルーム）

4. 園の方針

【運営理念】	子どもの幸せを第一に考えるこども園 地域の環境や人を資源として最大限活かすこども園 地域住民に認知され、愛されるこども園
【保育理念】	子どもの今を大切に育み、子どもが豊かな自分づくりをするための基礎を培う。
【基本方針】	*子ども一人ひとりの個性を大切にし、ゆっくり、ゆったり見守ります *子どもとまわりの大人たちが日々の営みを通して共に育ちあいます
【保育目標】	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で考えて行動する子ども ・自発的、主体的に遊ぶ子ども ・思いやりのある子ども ・自分を表現できる子ども ・豊かな感性を持つ子ども

5. 定員及び児童数（令和8年4月1日）

認定	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号	—	—	—	3	3	3	9
2号・3号	3	9	9	19	19	19	78
合計	3	9	9	22	22	22	87

6. 職員体制（令和8年4月1日）

園長	1人
主幹保育教諭	2人
保育教諭	23人（常勤12人、非常勤11人）
栄養士・調理員	4人（常勤2人、非常勤2人）
保育補助	4人
事務職員	2人（常勤1人、非常勤1人）（うち保育教諭と兼務1人）
学校医師	4人（歯科・耳鼻科・眼科含む）
学校薬剤師	1人

※職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、職員数は入所人数により変動することがある。

7. 提供する保育サービス

サービス名	有無	内 容
保育標準時間の延長保育	○	午後6時30分から午後7時00分まで なお、延長保育は定員15人です。
保育短時間の延長保育	○	(1) 午前7時30分から午前8時30分まで (2) 午後4時30分から午後6時30分まで
あゆみ保育 (障害児保育)	○	入園時に保育所事業課で面接を行い、集団保育が可能なおおむね3歳以上の児童を対象。
一時預かり	○	リフレッシュ、保護者の病気仕事など一時的に子どもを預かります。
地域子育て支援事業	○	園庭開放、親子広場等、育児相談

8. 学年及び学期

本園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。
学期は次のとおりです。

第1学期	4月1日から8月31日まで
第2学期	9月1日から12月31日まで
第3学期	1月1日から3月31日まで

9. 開園日・開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで
教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る休業日	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日 ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、 ・春季休業（3月25日から3月31日） ・夏季休業（8月11日から8月17日） ・冬季休業（12月28日から1月5日） ・自然災害その他急迫の事情があるとき
保育認定（2・3号認定）の子どもに係る休業日	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ・年始休日（1月2日及び1月3日） ・年末休日（12月29日から12月31日） ・自然災害その他急迫の事情があるとき
開園時間	午前7時30分から午後7時00分まで
教育標準時間認定	午前8時30分から午後1時30分
保育標準時間認定にかかる保育時間	午前7時30分から午後6時30分まで（うち保育が必要と認められる時間）
保育短時間認定にかかる保育時間	午前8時30分から午後4時30分まで（うち保育が必要と認められる時間）
延長保育時間	午後6時30分から午後7時00分まで ※本来は午後7時以降の預かりはありませんが、やむを得ない場合に限り午後7時以降の延長保育を行う場合があります。
保育短時間延長保育時間	<ul style="list-style-type: none"> (1) 午前7時30分から午前8時30分まで (2) 午後4時30分から午後6時30分まで
教育標準時間預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> (1) 午前7時30分から午前8時30分まで (2) 午後1時30分から午後6時30分まで

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。利用中の保育施設に提出する場合は変更月の前月20日（休所日の場合は直前の開所日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月25日（閉庁日の場合は直前の閉庁日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の1日から変更しますので、月途中での変更はできません。

10. 利用者負担

(1) 保育にかかる利用者負担金

西宮市が定める利用料となります。（「3歳児クラス以上」及び「0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償）

なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中退所の場合
- ・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

口座振替により園に直接お支払いをいただきます。

(2) 延長保育に係る利用者負担金

項 目	金 額
保育標準時間認定に係る時間外保育料（※）	0～2歳児 月額5,000円 1回500円 3歳児以上 月額3,000円 1回300円
保育短時間認定に係る時間外保育料（※）	0～1歳児 1時間600円 2歳児以上 1時間500円
午後7時以降の時間外保育料（※）	5分ごとに 200円

(※) 市民税の非課税世帯(ひとり親世帯等に限る)並びに生活保護世帯は、減免とします。

(3) 預かり保育料

項 目	金 額	
教育標準時間認定を超えた預かり保育料	1 時間	100 円

(4) 給食費・上乘せ・実費徴収分

項 目	金 額	
1号認定・2号認定子どもに係る給食費(主食)	月額	1,500 円
1号認定・2号認定子どもに係る給食費(副食)	月額	5,500 円
出席ノート(3歳児以上)	年額	400 円程度
教材費(ハサミ、のり、クレパス、など)	2,500 円程度(3歳児進級時)	
行事費(お楽しみ会、園外活動交通費など)	5歳児	2,500 円程度
一時預かり事業利用者負担金(※)	0~1歳児	1時間 600 円
	2歳児以上	1時間 500 円
一時預かり利用料保護者負担金(給食代)	1食	400 円
一時預かり利用料保護者負担金(おやつ代)	1食	50 円
日本スポーツ振興センター共済掛金	年額	240 円
コドモンアプリカード(希望者のみ)	1枚	385 円

(※) 所得税及び市民税の非課税世帯(母子・父子世帯等に限る)並びに生活保護世帯は、減免を受けられる場合があります。

主食費・副食費は、同一月中において保育の利用が1日もなかった場合は当該月の利用者負担金は免除とします。

副食費は市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯や、所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等、収入にかかわらず保育所・幼稚園等に在籍している年齢の高いきょうだい等から数えて第3子以降の子、生活保護及び里親の世帯は、副食費が免除されます。

災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は、主食費及び副食費の日割り計算を行います。

11. コドモンについて

「コドモン」とは、連絡表や登降園管理、園からのお知らせ・お便り・行事予定・献立表・感染症に関する情報や緊急連絡等の配信を行う連絡ツールです。

お知らせ等を配信する場合とは、下記の通りとなりますので、保護者の皆様におかれましては、これらをご了承いただいた上で、ここでご登録いただきますようお願いいたします。登録方法の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

※登録無料、別途通信料がかかります。

※お知らせ等を配信する場合

- ①園からのお知らせ・お便り・行事予定・献立表・感染症に関する情報
- ②保育所で緊急事態が生じた場合の連絡
- ③運動会・遠足等が中止になる場合の連絡
- ④幼児クラスは、毎日の保育の様子をドキュメントとして配信します。乳児クラスは個人の連絡表として活用します。
- ⑤その他アンケートなど

12. 園の一日

時間帯	0歳児	1・2歳児	3歳児以上
7:30 8:30 9:30	順次登園 遊び・牛乳・ミルク 必要にあわせて午前睡	順次登園 遊び・牛乳 遊び	順次登園 登園（1号）・遊び チーム活動・クラス活動
11:00 11:30 13:30	遊び・順次食事・午睡 ※ひとり一人の生活リズムに沿って	順次食事・午睡（1歳児） 順次食事・午睡（2歳児）	順次食事・午睡 降園（1号）
15:00 16:30 18:30	おやつ・遊び 順次降園 延長保育（補食）	おやつ・遊び 順次降園 延長保育（補食）	おやつ・遊び 順次降園 延長保育（補食）

13. 年間行事

行事計画		保健衛生計画
4月	入園式	身体計測 （誕生日と半年前後の年2回） 健診 （小児科・眼科・耳鼻科・歯科） 視力検査（3～5歳児） 聴力検査（4歳児・5歳児） 歯磨き指導（6月） 尿検査（3歳児以上） 砂場回虫卵検査（年1回） 砂場熱処理（年1回）
5月		
6月	保育参観・クラス懇談会 個人懇談（6月～8月）	
7月	七夕 プール遊び	
8月	お楽しみ会	
9月	交通安全教室	
10月	ぼぼスポーツフェスタ 遠足 秋祭り	
11月		
12月	ぼぼ音楽フェスタ クリスマス会	
1月	個人懇談（12月下旬～順次）	
2月	節分 保育参観・クラス懇談会	
3月	ひなまつり お別れ会 卒園式	
毎月	月例健診・身体測・避難訓練を実施します。誕生日会はクラスで当日お祝いをします。	

※園行事は時期・内容が変更になる場合もあります。詳しくは年間行事予定でお知らせします。

14. 給食について

給食の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・食事は保育の柱です。和食を中心とした豊かな食体験を積み重ねられるよう栄養士、調理員、担当保育教諭がそれぞれの専門性を活かしながら、食育の取り組みを進めていきます。 ・一年を通して安定した給食提供のために加工食品や冷凍野菜、国産以外の食材（魚・パプリカなど）も使用しますが最小限とし、塩分摂取量においては栄養摂取基準以下の摂取を目標としています。 ・調理員は、幼児クラスでは、ランチルームの対話を通して子どもの自主性を育むことを大切にしています。乳児クラスでは、調理員が食べている様子を見に行くなど子どもとのかかわりを多く持つようにしています。
給食の提供を行う日	保育の提供をする日は、食事の提供を行いますが、行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。 献立表は、毎月のお便りで別途お知らせします。
アレルギー等への対応	西宮市が策定する「園における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、適切な対応に努めています。 アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。

その他の衛生管理等	日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月に2回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。 調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。
-----------	---

15. 健康について

(1) 登園時の健康観察について

- 登園時に、子どもの体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子どもの健康観察を丁寧に行います。
- 保育中に子どものケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。

【お子様の発熱について】

- 朝の体温が 37.5 度以上でなおかつ、24 時間以内に複数回嘔吐したときなど、子どもが体調不良の時には、受け入れができない場合があります。

※「入園のしおり」とともにお渡ししている「子どもの病気の症状に合わせた対応について」をよくご覧ください。（「保育所における感染症ガイドライン 2018 年版」参照）これは、まだ免疫力の弱い乳幼児がいる保育所・こども園での感染症のまん延を防ぐために、厚生労働省が作成した指針によるものです。

子どもたちのために、お互いにこのルールを守りましょう。

- 登園後 37.5 度以上になった場合や下痢・嘔吐の場合は、様子を見て子どもさんの状況のご連絡をさせていただきます。
 - 登園後 38 度以上の発熱で全身状態から体調不良と考えられる場合はご連絡しますので、すぐにお迎えをお願いします。
- ※熱は高くなくても、状態によって連絡させていただくことがあります。

【薬について】

- 西宮市では、「与薬は原則的には保護者の役割と考え、こども園では、やむを得ない場合に保護者の依頼を受けて医師から処方された薬を保育中に投与する」としています。
- また、誤薬を避けるために、できるだけ一日2回処方とすることや、3回の場合も朝・降園後・眠前の3回処方とし昼の投薬を行わないことが医師会との協議により確認されています。
- アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導票」を提出してください。
- ホグナリンテープ等貼っている場合は、登園時に保育教諭にお知らせください。
- こども園では応急処置、消毒等必要に応じて以下のものを使用します。使用に関して、ご要望等ございましたら保育教諭までご相談ください。
 - 点眼薬 【アイリス CL1 ネオ】
 - 軟膏 【ムヒ S】

※やむを得ず持参される場合

- 別紙の《与薬依頼票》に必要事項を記入し、薬と共に保育教諭にお渡しください。
 - 医療機関からの処方であることが必要です。**保護者の判断で持参した薬は対応できません。**
 - 1回分を持参してください。水薬は小さな容器に移してください。
 - 市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤はお預かりできません。
 - 長期間継続して飲まなければならない場合はご相談ください。
 - 吸入などの医療行為は園では実施できないことになっております。
- ※医療機関で、こども園に通っていることを医師に伝えてください。

【感染症の種類・感染症にかかった時について】

- 感染症の病気にかかった時は“登所のめやす”を参考に静養してください。
- 集団生活可能な状態に回復されましたら 登園可能証明書・登園届を持って登所してください。

(用紙はこども園にあります。コドモン・西宮市ホームページからダウンロードもできます。)

- ・厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、原則、血液、便や嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、そのままビニール袋に入れて持ち帰って消毒後に洗濯をしていただくか、処分していただくようお願いいたします。
- ・適宜、感染症に関するお知らせを掲示等でお伝えいたしますのでご確認ください。
- ・水いぼ、とびひについては、登園可能証明書・登園届は原則としておりませんが、感染の可能性がないか、集団生活ができる状態であるか、医師の指示を確認してください。
- ・アタマジラミ発生時の対応について
アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育教諭にお知らせください。
卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願いいたします。

【乳幼児突然死症候群（SIDS）】

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDSは、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和元年には全国で78名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第4位となっています。

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- ①あおむけに寝かせる
- ②できるだけ母乳で育てる
- ③たばこをやめる

また、こども園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子どもの顔が見えるよう仰向け寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・0・1歳児と入園間もない2歳児は、5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・AEDを設置し、園内に応急手当普及員の職員を配置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的を実施する。

【登園可能証明書、登園届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登園可能証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登所のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発症後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児にあっては、3日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7～10日間はウイルスを排出しており、特に発症後5日間は感染させるリスクが高い。	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過した場合に、6日目から登所が可能。
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること

結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としています。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登園届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としています。

出典：こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023年一部改訂

○その他、発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状ですが、登園してもよい状態か医師に必ず確認の上、登園してください。

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲にうつさないためにも登園を遠慮していただいております。

下記①の感染症については医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い、登園届の提出をお願いいたします。こども園での集団生活可能な状態に回復されましたら下記の「登園可能証明書・登園届」をご持参の上、登園していただきますようお願いいたします。

①登園可能証明書

(医師の証明が必要)

麻疹(はしか)
風しん
水痘(みずぼうそう)
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
結核
咽頭結膜熱(プール熱)
流行性角結膜炎
百日咳
急性出血性結膜炎
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)
髄膜炎菌性髄膜炎
新型コロナウイルス感染症
インフルエンザ

②登園届

(医師の診断に従い保護者の届けが必要)

溶連菌感染症
マイコプラズマ肺炎
手足口病
伝染性紅斑(リンゴ病)
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)
ヘルパンギーナ
RSウイルス感染症
帯状疱疹
突発性発疹

ご 依 頼

主 治 医 様

生瀬ぽぽこども園

こども園では、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登園届をいただいております。

集団生活可能な状態に回復しましたら、上記①の感染症について証明をお願いいたします。

切り取り

登園可能証明書

(医師の証明が必要)

登園届

(医師の診断に従い保護者の届けが必要)

園長 様

*どちらかに○をしてください

児童名

(生年月日 年 月 日)

病 名 []

集団生活に支障がない状態に回復しましたので、 年 月 日から登園可能です。
園児の健康状態によっては、医師連絡することに同意します。

※登園可能証明書の場合、医師名は必ず医師が記載

年 月 日 医療機関

※医師名

保護者名

15. 地域との交流・子育て支援事業

○子どもたちがいろいろな人との関わりをもつことを大事に思っています。

- ・ ALOHA 保育園、ひまわり家庭保育所と交流をします。
- ・ 生瀬幼稚園と交流をします。
- ・ 小学校との滑らかな接続を目的に生瀬小学校と交流をします。
- ・ 地域のお年寄りの方との交流をします。

○地域の在宅家庭の子育て支援を行います。

- ・ 一時預かりをします。
- ・ 子育て相談をします。
- ・ 園庭開放をします。
- ・ こあら広場（親子広場）

16. 実習生及びインターンシップの受入れについて

次世代育成を担う保育教諭の人材育成を願い実習生の受入れをします。

17. トライやるウィークの受入れについて

目的を『地域の人々との交流を持つことにより、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てる』

『中学生をはじめ地域の人々に園や子どもへの理解を得る』とし、近隣中学校の生徒を園で5日間受け入れます。

18. 緊急時等の対応方法

児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、学校医又は主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

【学校医】

内科	米倉 康博 医師	0797-83-6632	西宮市生瀬東町 23-2
耳鼻咽喉科	三木 祐一郎 医師	0797-62-1656	西宮市名塩新町 8 エコール名塩 5 階
眼科	辻 孝仁 医師	0797-63-1113	西宮市名塩新町 8 エコール名塩 5 階
歯科	谷田 英輔 医師	0797-61-2000	西宮市東山台 1-10-5

【学校薬剤師】

薬剤師	山本 優子 薬剤師	0797-61-0122	名塩新町 8 エコール名塩 5 階 中川薬局
-----	-----------	--------------	---------------------------

【主に利用している医療機関】

内科	よねくらクリニック (内科)	0797-83-6632	西宮市生瀬東町 23-2
総合	宝塚第一病院 (小児科・外科)	0797-84-8811	宝塚市向月町 19-5
歯科	タニダ歯科医院	0797-61-2000	西宮市東山台 1-10-5
眼科	つじ眼科クリニック	0797-63-1113	西宮市名塩新町 8 エコール名塩 5 階
耳鼻科	みき耳鼻咽喉科	0797-62-1656	西宮市名塩新町 8 エコール名塩 5 階
皮膚科	谷口皮膚科	0797-63-2460	西宮市名塩新町 8 エコール名塩 5 階
形成外科	柳沢形成外科	0797-72-2202	兵庫県宝塚市 8 南口 1 丁目 8-26

19. 安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月 1 回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月 1 回避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震」「不法者侵入」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

- ・「火災」の場合の第一避難場所は、生瀬ぼぼこども園園庭
 - ・「地震」の場合の第二避難場所は、生瀬小学校
 - ・「不審者侵入」については、県警ホットラインを設置。危険を感じたときはホットラインを押すことで、直接県警に連絡できます。
- ※ 上記を基本としますが、状況に応じて適宜判断いたします。

○モニター付きインターホン

登降園には、インターホンをご利用ください。インターホンの暗証番号を押してください。暗証番号は、保護者の方が押すようにし、こどもには触らせないでください。上部の門扉のカギは必ず施錠お願いいたします。

○緊急時は「コドモン」より情報の配信を行います。

- 緊急時とは ①天変地異の場合の状況、お迎えについての連絡
 ②園で緊急事態が生じた場合の連絡
 ③運動会・遠足などが中止の場合の連絡
 ④その他

以上のことをご了承いただき、登録をお願いいたします。

☆「コドモン」は園と保護者を結ぶネットワークです。

☆防犯防災などの緊急のお知らせに活用できる携帯電話・パソコンの連絡ツールです。

○安全計画について

こども園では「安全計画」（別紙 入園のしおり）により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含むこども園での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組を進めてまいります。

20. 台風接近等に伴う対応について

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開園することとしますが、子供を連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。状況によってはこども園からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみを受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【西宮市に「特別警報」等が発令された場合】

<午前7時現在>

○気象庁より「特別警報」が本市に発令された場合は「臨時休園」とします。

また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「臨時休園」とします。

○西宮市より「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休園」とします。

○西宮市より「高齢者等避難」（警戒レベル3）が当園の所在する地域に発令されている場合は避難を開始する必要があるため原則「家庭での保育」をお願いします。

<午前7時以降>

○「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

【補足】

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いいたします。



西宮市防災ポータル HP

- ・避難所へ避難している場合は、コドモンからの配信や園内掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いいたします。
- 電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園とします。
- ◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報です。
- ◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

【非常時災害について・・・もし災害が発生したときには】

1. 園内で待つことができる時は可能な限り、そのまま園でお迎えを待ちます。（第1次避難場所）
2. 園内で待つことができない時（避難命令発令時や園舎に被害がある場合等）には、周りの状況を確認してから第2次避難場所の生瀬小学校へ移動してお迎えを待ちます。
3. 生瀬小学校 0797-86-4601
4. 保護者のみなさんには極力電話等で連絡いたしますが、連絡がつかない場合は

①生瀬ぽぽこども園 ②生瀬小学校 の順に所在確認をお願いいたします。

インターネットが利用できる場合は、「コドモン」でお知らせします。
災害用伝言ダイヤル「171」に伝言を入れます。

21. 虐待防止のための措置

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育所は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子どもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。
- その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育所・こども園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子どもへの過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子どもを残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子どもの安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるDV（暴言暴力） 等

・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子どもに心配なケガやあざがあった場合には、こども園として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、こども園ではありません）。市に通告することにより、子どもと保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。こども園は、子どもを大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。

・連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、こども園から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号にご連絡することがあります。電話がつかない時は、市の関係機関と情報を共有し、こども園や市の職員等が家庭訪問することがあります。

・当こども園は、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

22. 加入している損害賠償責任保険

損害保険等の種類	スポーツ振興センター学校災害給付金 施設賠償責任保険（損保ジャパン）
損害保険の内容	負傷・疾病・障害・死亡
給付内容	スポーツ振興センター災害給付金 損保ジャパン医療費、障害・死亡見舞金

23. 個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）

社会福祉法人ほっとスマイル 個人情報保護規定に基づき、子ども園入園の際の個人的な情報等につきましては、慎重に取り扱うよう周知徹底し、他の保護者並びに外部に流出しないよう研修を通じて確実に実施いたします。

社会福祉法人ほっとスマイル生瀬ぼぼ子ども園は、以下の方針に基づき、個人情報の保護に努めます。

- 1 当法人は、個人の人格尊重の理念のもとに、関係法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において、個人情報を慎重に取り扱います。
- 2 当法人は、個人情報を適法かつ適正な方法で取得します。
- 3 当法人は、個人情報の利用目的をできる限り特定するとともに、その利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- 4 当法人は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合（別表2）を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 5 当法人は、個人情報を正確な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、適切な措置を講じます。
- 6 当法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止を求める権利を有していることを確認し、これらの申出があった場合には速やかに対応します。
- 7 当法人は、個人情報の取扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。
- 8 当法人は、個人情報を保護するために適切な管理体制を講じるとともに、役職員の個人情報保護に関する意識啓発に努めます。
- 9 当法人は、この方針を実行するため、個人情報管理規程を定め、これを当法人役職員に周知徹底し、確実に実施します。

令和5年6月18日改訂

社会福祉法人 ほっとスマイル
理事長 東野 弘美
生瀬ぼぼ子ども園園長 婦木 雅子

24. 関係機関との連携

子どもの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、こども園及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

25. 他園や小学校との連携について

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

また、就学に際しては子どもの育ちを支えるための資料(認定こども園児童保育要録)をこども園から就学先の小学校へ送付します。

26. 写真・ビデオ等の取り扱いについて

デジタル機器やインターネット環境の進歩に伴い、撮影した写真や動画が、手軽に公開できるようになっています。写真や動画は個人情報であり、安心安全のためにも、その取り扱いには十分気をつける必要があります。次のルールを守っていただきますようご協力お願いいたします。

<こども園からの掲載に関して>

○保育の中で豊かな表情や遊びの様子を撮影できた際には、コドモン等でお知らせすることがあります。十分な配慮をして撮影し、掲載に努めますが、どうしても、お子様の掲載をやめてほしいということがありましたら、お申し出ください。お申し出がない場合は、友達と一緒にの姿などをお知らせとして、配信させていただきます。

○地域の方にこども園の様子などを園だよりとしてお知らせする機会がありますが、その時にお子様の写真が掲載される場合がありますがご理解よろしくお願いいたします。また、お子様の掲載をやめてほしいということがありましたら、お申し出ください。保育研究やホームページなどにお子様の写真を掲載させていただくときは、個人的にご確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

<掲載された写真や動画に関して>

個人情報ですので、以下のことを遵守願います。

- ①ホームページ、ブログ、SNS、動画投稿サイト等、インターネット上に公開しないこと
*公開する範囲に制限をかけている場合も、同様に公開しないこと
- ②個人で楽しむことを目的とし、譲渡しないこと
- ③必要がある場合でも、写っている人物の許可なくメールなどで送付したりしないこと
- ④その他、データを二次利用する行為全般を行わないこと、

*お子様だけが写っている写真であっても、園の活動の写真・動画は、インターネット上では公開しないようお願いいたします。

27. おねがい

【朝の欠席や遅刻の連絡について】

- 休む時や登園が遅くなる時は、午前9時までに連絡をお願いします。9時30分に登園されていない場合は、園から確認の連絡を入れさせていただきますので、ご了承ください。

【送り迎えは】

- 原則として保護者が送迎しましょう。
- 遅くなる時や、代わりの方が迎えにくるときは前もって必ず連絡をお願いします。連絡のない場合は、保護者の方に確認の連絡をさせていただきます。

【送り迎えの時には】

- 出入りのときは、子どもが勝手に飛び出して行かないよう、必ず送迎者と一緒に出入りをお願いします。
- ※ドアの開閉は子どもにさせず、大人が責任を持ってしましょう。子どもがふざけて閉めて、身体が挟まると大怪我につながります。
- 玄関のお知らせボード、各クラスの掲示物に目を通しましょう。
- 必ず保育教諭に声をかけていただき、確実に子どもの受け渡しをお願いします。

【自動車での送迎は】

- 必ず駐車場に止め、路上駐車はおやめください。近辺住民の方に迷惑がかからないようにしましょう。
- 駐車台数に限りがあるため、駐車場は譲り合ってください。子どもの受け渡し後は速やかに出庫しましょう。
- 許可のない方の駐車場の利用はできません。車での送迎希望の方は、駐車場利用申込書をお渡しいたしますので、ご相談ください。

【自転車での送迎】

- 駐輪場を利用し、安全のために、門の前の停車はやめましょう。
- 安全のためヘルメットを着用しましょう。

【勤務状況が変わった時は】

- 保育時間は勝手に変更することはできません。退職した、転職した、勤務場所が変わったなどのときには、必ず退職届や勤務証明書の再提出と保育時間の変更届の提出をお願いします。（場合によっては、保育必要量の認定変更があります。）
- ※求職中や育児休業中、休暇中の平日の保育許可時間は 8 時半～16 時半です。

【保育許可時間】

- 保育許可時間に合わせて職員の配置をしていますので、必ず守って頂くようお願いいたします。

【けがに備えて】

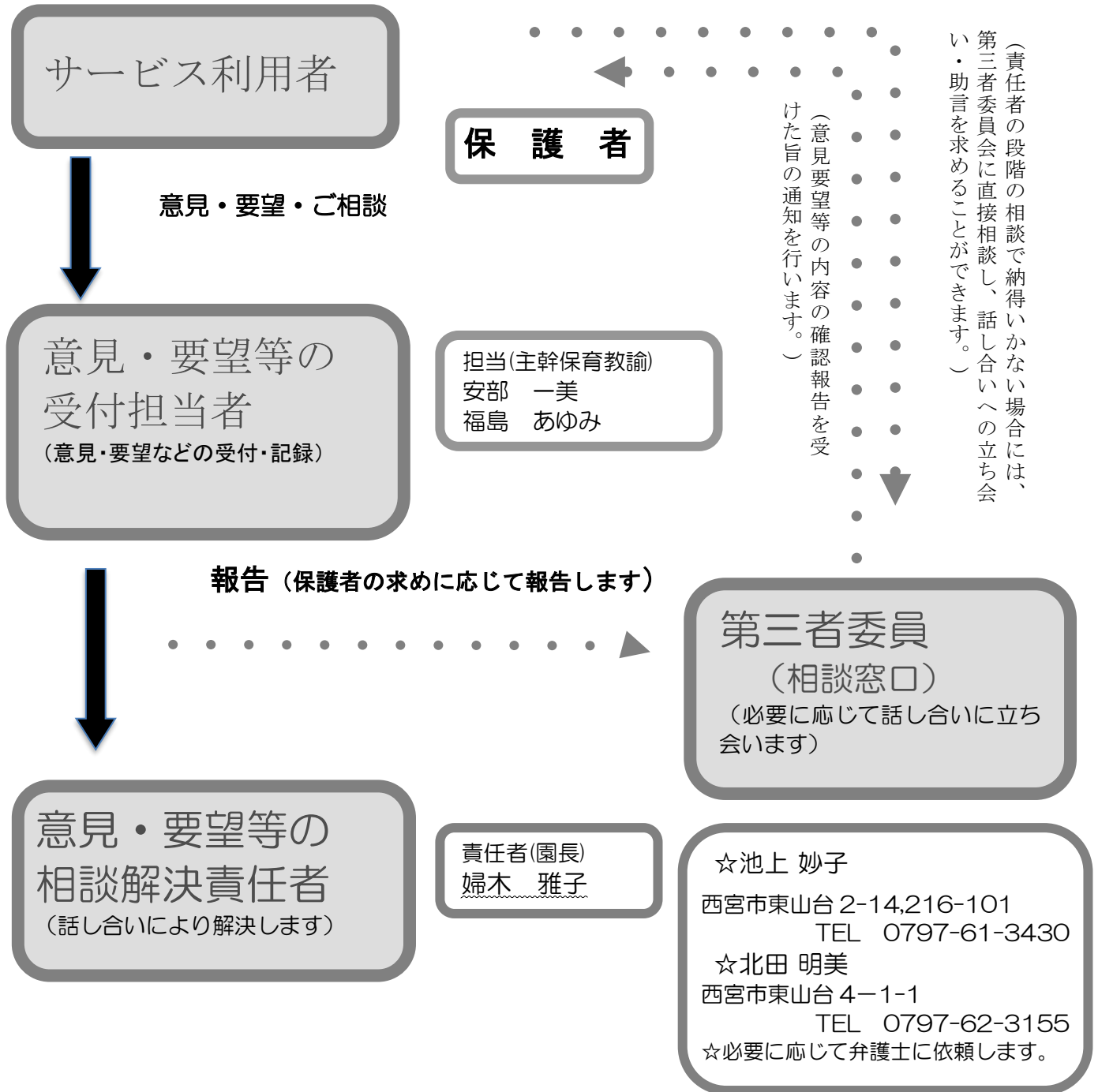
- ご家庭で子どもさんが過ごすのと違い、ひとりで何人もの子どもを担当するこども園では、転倒や打撲、喧嘩による引っかき傷など、どうしても大人が間に合わない怪我があります。受診が必要と判断したけがについては、保護者の方に連絡し、園から近隣の医院を受診します。健康保険を使用しますので、後でマイナ保険証を医療機関にご持参いただきます。また、園も一部負担しスポーツ振興センターの学校共済に加入しています。医療費は一旦、園で立て替え、保護者負担分を共済金で相殺後、残額をお渡ししています。



28 ご意見、ご要望について（解決の仕組みについて）

保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、必要な措置を講じます。

お気づきのこと、改善してほしいことなどがございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。わたしたちは、可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えしたく努力をしております。当園では、職員の誰でもがご意見を賜りますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けております。



※相談解決の結果（改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告いたします。

※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、兵庫県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることもできます。

兵庫県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先
TEL 078-242-6868 FAX 078-291-7070